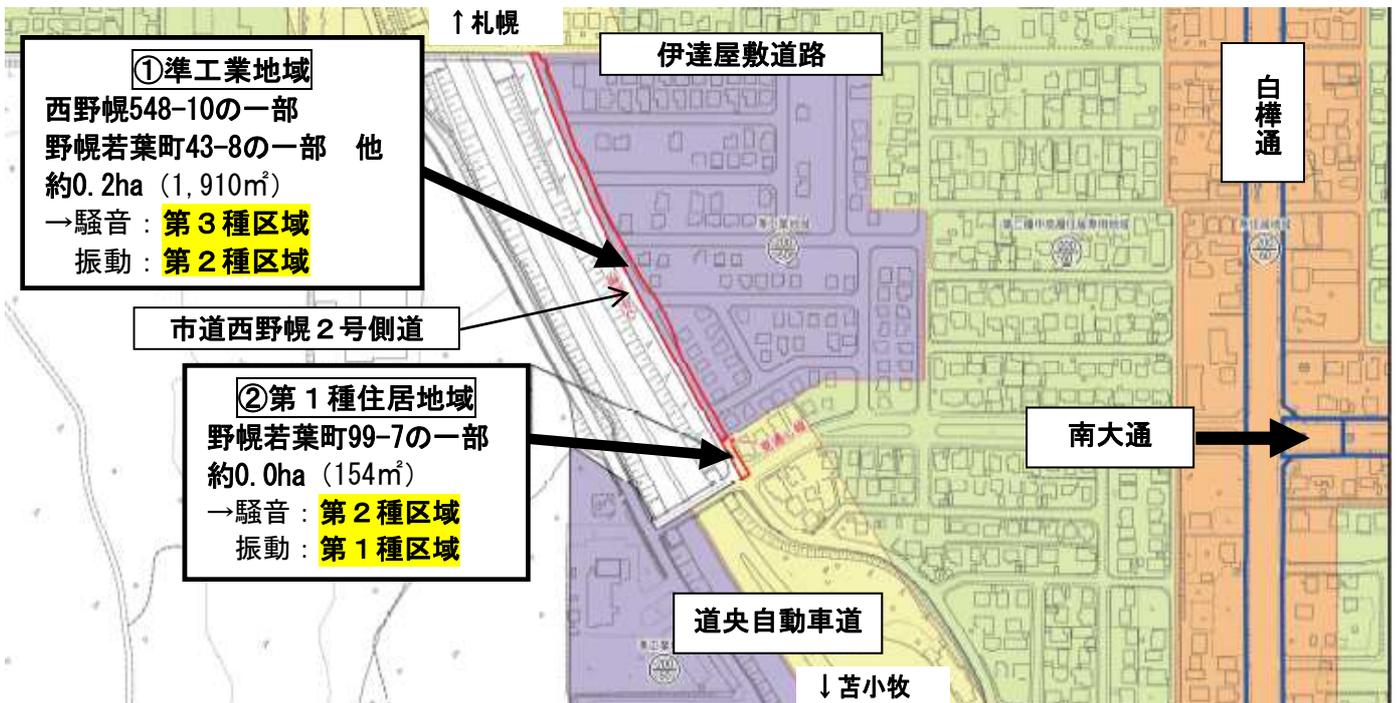


騒音・振動規制地域の追加指定について（案）

1 区域の状況

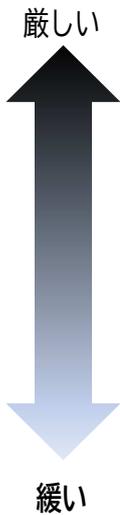
No.	区域	経緯と現況	追加指定する原因	規制地域の区分
①	西野幌 548-10 の一部 野幌若葉町 43-8 の一部 他 0.2ha (1,910㎡)	西野幌の一部及び野幌若葉町の一部において用途地域の見直しが行われ、用途地域界が市道西野幌2号側道の道路中心に変更されたことにより、従前の白地地域が準工業地域及び第一種住居地域に変更となった。 (令和3年3月23日付け告示)	用途地域の変更に伴い、新たに準工業地域に指定されたため。	無指定 ↓ 騒音：第3種区域 振動：第2種区域
②	野幌若葉町 99-7 の一部 0.0ha (154㎡)	野幌若葉町99-7の一部において用途地域の見直しが行われ、用途地域界が市道西野幌2号側道の道路中心に変更されたことにより、従前の白地地域が第一種住居地域に変更となった。 (令和3年3月23日付け告示)	用途地域の変更に伴い、新たに第一種住居地域に指定されたため。	無指定 ↓ 騒音：第2種区域 振動：第1種区域

2 対象となる区域



3 用途地域と規制区域の区分との関係

用途地域	騒音	騒音に係る環境基準	振動
第1種低層住居専用地域	第1種区域	A地域	第1種区域
第2種低層住居専用地域 (江別市無し)			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域	B地域	
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域(②)			
第2種住居地域	第3種区域	C地域	第2種区域
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域(①)	第4種区域		
工業地域			



4 騒音の規制基準

No.	区域	特定工場等において発生する騒音(※1)			特定建設作業で発生する騒音	指定地域内における自動車騒音の要請限度(※2)	
		昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
①	西野幌 548-10 の一部 野幌若葉町 43-8 の一部 他(第3種区域)	65 dB	55 dB	50 dB	85 dB以下 それぞれ作業時間 帯・1日の作業時 間に規制あり	75 dB	70 dB
②	野幌若葉町 99-7 の一部 (第2種区域)	55 dB	45 dB	40 dB		65~75 dB	55~70 dB

※1 昼間：8:00~19:00、朝・夕：6:00~8:00、19:00~22:00、夜間：22:00~6:00

※2 昼間：6:00~22:00、夜間：22:00~6:00

5 騒音に係る環境基準(一般地域、道路に面する地域)

No.	区域	地域の区分	時間区分(※)・基準値	
			昼間	夜間
①	西野幌 548-10 の一部 野幌若葉町 43-8 の一部 他 (C地域)	一般地域	60 dB以下	50 dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
②	野幌若葉町 99-7 の一部 (B地域)	一般地域	55 dB以下	45 dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

※昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00

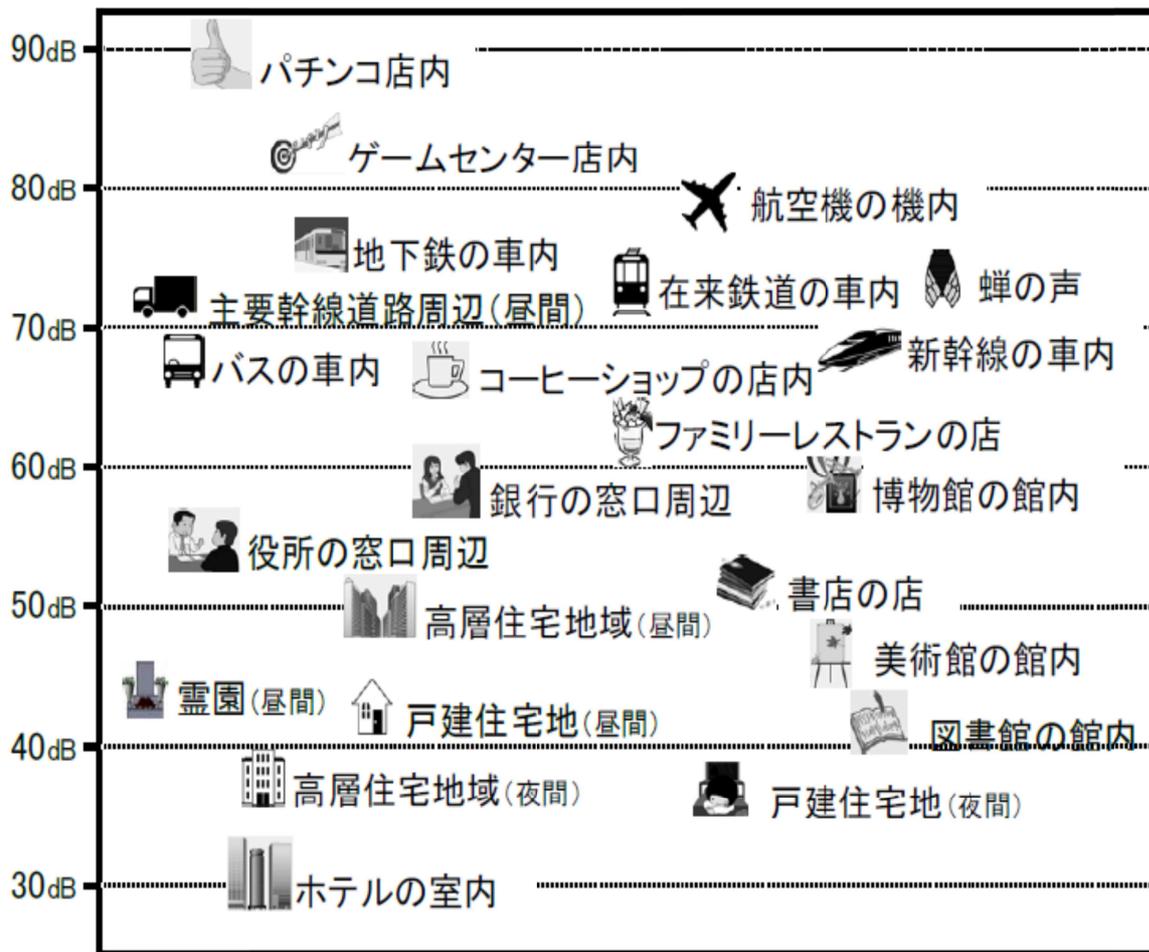
6 振動の規制基準

No.	区域	特定工場等において発生する振動(※)		特定建設作業で発生する振動	指定地域内における道路交通振動の要請限度(※)	
		昼間	夜間		昼間	夜間
①	西野幌 548-10 の一部 野幌若葉町 43-8 の一部 他(第2種区域)	65 dB	60 dB	75 dB以下 それぞれ作業時間 帯・1日の作業時間 に規制あり	70 dB	65 dB
②	野幌若葉町 99-7 の一部 (第1種区域)	60 dB	55 dB		65 dB	60 dB

※ 昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00

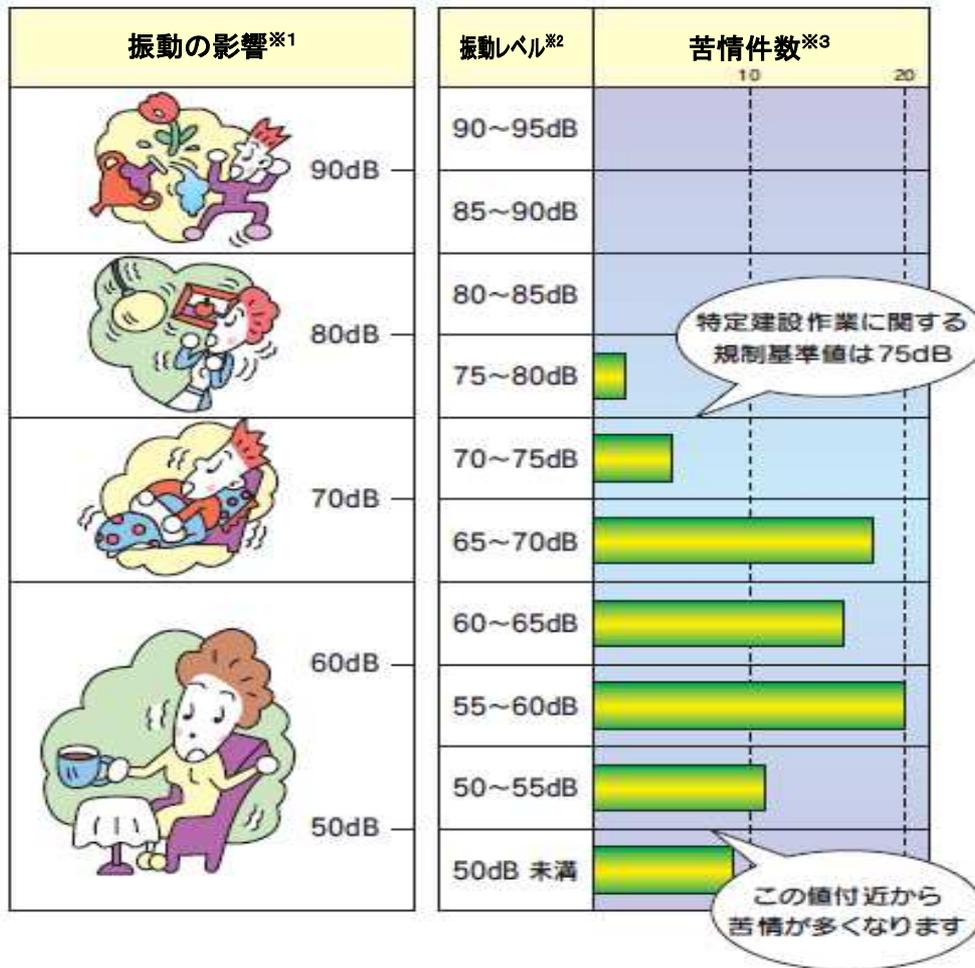
7 騒音と振動の目安

(1) 騒音の目安(都心・近郊用)



(出典：全国環境研協議会 騒音小委員会)

(2) 振動の目安 (振動レベルと振動の影響の比較)



※1 東京都が公表している資料を引用

※2 振動レベルは敷地境界付近での実測値

※3 平成15年度に実施した振動苦情に関する全国自治体アンケート調査

(出典：環境省環境管理局大気生活環境室『よくわかる建設作業振動防止の手引き』より)